

## 第5章 青少年の福祉

### 第1節 児童及び母子保健福祉

#### 1 児童・母子保健福祉の概要

近年の急速な少子化の進行は、子ども自身の自主性や社会性を損なうだけでなく、地域社会の活力の低下や若年労働力の減少など、本県の未来社会の発展に重大な影響を及ぼすことが懸念されている。

このような流れを変えるために平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年2月に「わくわくあおもり子育てプラン（青森県次世代育成支援行動計画）」を策定した。平成17年度から平成21年度までを前期計画期間とし、平成21年度に計画の見直しを行ったうえで平成22年度から平成26年度を計画期間とする後期計画を策定した。この計画に基づき、社会全体で次代を担う子どもが健やかに生まれ育つことを総合的に支援するための各種施策の推進を図っている。

平成17年4月から市町村が子育て支援事業の実施主体となり、児童家庭相談に応じることが市町村の業務として法律上明記された。住民に身近な市町村において、虐待の早期発見や未然防止に積極的に取り組み、子どもに関する相談に応じていくとともに、児童相談所は専門的な知識や技術を必要とする事例への対応や市町村に対する後方支援に重点化していくこととなった。また、要保護児童対策地域協議会を中心として、県・市町村が連携しながら、地域における児童家庭相談体制の充実を図ることとなった。

児童相談所については、要保護児童対策、特に児童虐待の問題では、被虐待児童の早期発見・早期介入、児童の生命の安全確保、被虐待児童の心理治療や保護者への指導等に努めており、児童虐待防止法で国、県等の責務とされた被虐待児童の家族再統合に向けた取り組みも行っている。

また、仕事等の社会活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進するため、地域のニーズに応じた延長保育、一時預かり、地域子育て支援拠点事業等の事業を推進するとともに、老朽化による保育所改築整備に併せ、増改築等を中心とした施設整備の支援を行う。

母子家庭等への支援については、経済的自立と生活意欲の向上のため、母子寡婦福祉資金貸付事業及びひとり親家庭等医療費助成事業を実施するほか、母子家庭・寡婦及び父子家庭の親や子の一時的な傷病時等に介護人を派遣する日常生活支援事業等を行う。

母子保健分野においては、安全で快適な妊娠・出産や不妊に対する支援をするための各種施策や思春期保健対策のほか、小児医療対策を実施していく。

#### 2 児童福祉の相談機関

##### (1) 児童相談所（地域県民局地域健康福祉部こども相談総室・福祉こども総室）

児童相談所は、青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、むつ市、七戸町にそれぞれ設置されており、児童に関する各般の問題について、家庭、学校などからの相談に応じ、必要な調査のほか、医学的、心理学的、教育的及び精神衛生上の判定並びに一時保護による行動観察等を行い、それぞれの診断に基づいた援助活動を行っている。

特に、近年、児童虐待に関する相談件数が増加の一途をたどっており、本県においては、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、様々な児童虐待防止対策事業を実施するとともに、児童相談所の支所の設置や児童福祉司、児童心理司等の職員の大幅な増員、児童相談所各支所の児童相談所への格上げにより、相談支援体制の強化を図ってきた。さらに、平成20年度から、地域健康福祉部内の組織統合を行い、3か所が地方福祉事務所を統合し、福祉こども総室となった。

第5-1-1表 児童相談所相談件数

(単位：件)

年 度	相 談 種 別	養 護 相 談	保 健 相 談	肢 体 不 自 由 児 相 談	相 視 聴 覚 ・ 言 語 障 害 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	自 閉 症 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	し っ け 相 談	そ の 他 の 相 談	計
20年度		968	5	147	407	117	1,650	44	97	75	283	74	90	9	174	4,140
21年度		1,073	5	154	338	260	1,731	25	106	83	281	53	58	25	225	4,417
22年度		1,130	6	105	280	15	1,451	38	98	94	286	75	59	27	337	4,001
23年度		1,126	1	102	257	17	1,451	28	90	72	355	80	72	41	220	3,912
24年度		1,258	2	92	91	36	1,304	30	113	74	335	61	77	43	181	3,697

※ 相談内容が2欄以上に該当するものは、主な相談のみに計上

資料：こどもみらい課

第5-1-2表 児童虐待相談件数

(単位：件)

年 度	相 談 種 別	身 体 的 虐 待	性 的 虐 待	心 理 的 虐 待	保 護 の 怠 慢 ・ 拒 否	計
H20		159	10	118	158	445
H21		137	14	181	143	475
H22		245	17	257	173	692
H23		208	8	323	159	698
H24		267	13	366	196	842

資料：こどもみらい課

(2) 福祉事務所及び家庭児童相談室

① 福祉事務所（地域健康福祉部福祉総室・福祉こども総室）

福祉事務所は、児童福祉関係の業務として管内の実情を把握するとともに、相談に応じ、必要な調査、指導を行っている。

第5-1-3表 福祉事務所調査相談処理件数

(単位：件)

年 度	処 理 別	社 会 障 害 福 祉 事 務 所 の 指 導	施 設 入 所 措 置		は 措 置 権 者 に 報 告 知 又 の	通 致 児 童 相 談 所 へ の 送 り	調 査 児 童 相 談 所 に よ り	あ 他 の 機 関 に	そ の 他 の 言	計
			助 産 施 設	施 母 子 生 活 支 援						
20年度		0	12	8	0	21	1	4	580	626
21年度		0	16	4	8	8	0	8	474	518
22年度		0	11	6	0	13	4	7	2,730	2,771
23年度		0	15	13	0	8	27	4	392	459
24年度		0	9	9	0	15	18	5	318	374

資料：こどもみらい課

② 家庭児童相談室

福祉事務所に家庭相談員を置き、家庭における児童養育に関する相談及び児童に係る家庭の人間関係に関する相談に応じ、助言を与えるほか、社会福祉主事を配置し、家庭訪問等により、相談、指導を行い、児童の福祉向上を図っており、青森市、弘前市、八戸市、黒石市、十和田市、三沢市の6市の福祉事務所に設置されている。

3 要保護児童の福祉対策

(1) 保育に欠ける児童の福祉

① 保育所

保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育することを目的としたもので、平成25年4月1日現在の施設数は469か所、定員31,900人、入所児童数31,813人であり、定員充足率99.7%、普及率（就学前児童数に占める保育所の定員）は54.7%となっている。

第5-1-4表 保育所設置状況

(各年度4月1日現在)

区 分	20 年 度	21 年 度	22 年 度	23 年 度	24 年 度	25 年 度
保育所数(か所)	475	471	469	469	470	469
定員(人)	32,516	32,071	31,671	31,571	31,823	31,900
入所児童数(人)	32,011	31,431	31,481	31,557	31,990	31,813

資料：こどもみらい課

第5-1-5表 保育所市郡別、公私別、入所状況

(平成25年4月1日現在)

市郡別	施設数(か所)			定員 (人)	入所児童数 (人)	充足率
	公営	私営	合計			
青 森 市		87	87	5,680	6,314	111.2%
弘 前 市	4	61	65	4,558	4,548	99.8%
八 戸 市	2	69	71	5,067	5,136	101.4%
黒 石 市		15	15	1,160	1,026	88.4%
五 所 川 原 市	1	20	21	1,425	1,341	94.1%
十 和 田 市		22	22	1,540	1,585	102.9%
三 沢 市	1	17	18	1,115	1,118	100.3%
む つ 市	4	11	15	1,120	1,063	94.9%
つ が る 市	2	12	14	925	927	100.2%
平 川 市		13	13	1,030	997	96.8%
市 計	14	327	341	23,620	24,055	101.8%
東 津 軽 郡 計		12	12	555	483	87.0%
西 津 軽 郡 計	1	13	14	575	440	76.5%
中 津 軽 郡 計		1	1	30	42	140.0%
南 津 軽 郡 計		14	14	965	970	100.5%
北 津 軽 郡 計	3	14	17	1,145	1,013	88.5%
上 北 郡 計	6	40	46	3,035	2,947	97.1%
下 北 郡 計	3	2	5	480	397	82.7%
三 戸 郡 計	5	14	19	1,495	1,466	98.1%
群 計	18	110	128	8,280	7,758	93.7%
県 計	32	437	469	31,900	31,813	99.7%

資料：こどもみらい課

② へき地保育所

へき地保育所は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、開拓地等のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保護を行うことを目的としている。（平成25年度から、安心子ども基金の事業として実施。）

③ 保育対策等促進事業等

仕事等の社会活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進するため、休日保育、病児・病後児保育、延長保育等を行う。

ア 延長保育促進事業

保護者の就労形態の多様化等に伴い生ずる保育需要に対応するため、11時間の開所時間の前後の時間において概ね30分以上保育所の開所時間を延長して保育を行う。

**第5-1-6表 延長保育促進事業実施状況**

事業名	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
延長保育促進事業	市町村数	31	31	29	30	31
	か所数	375	393	386	390	395

資料：こどもみらい課

イ 一時預かり事業

専業主婦家庭等の育児疲れの解消、保護者の疾病や災害等のより一時的な保育需要に対応するための保育サービスを行う。

**第5-1-7表 一時預かり事業実施状況**

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
市町村数	25	24	24	24	24
か所数	172	136	157	159	164

資料：こどもみらい課

ウ 特定保育事業

パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するために、一定程度継続的に保育サービスを行う。

**第5-1-8表 特定保育事業実施状況**

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
市町村数	2	2	2	2	1
か所数	2	2	2	2	1

資料：こどもみらい課

エ 地域子育て支援拠点事業

地域の乳児又は幼児及びその保護者が相互に交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育てへの不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する。

**第5-1-9表 地域子育て支援拠点事業実施状況**

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
市町村数	29	29	29	29	30
か所数	103	101	91	90	91

資料：こどもみらい課

オ 保育環境改善等事業

保育に欠ける中度の心身障害児の保育を推進するため、障害児保育を行うために必要となる設備整備等に助成する。

**第5-1-10表 保育環境改善事業実施状況**

年 度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
市 町 村 数	0	0	0	1	0
か 所 数	0	0	0	1	0

資料：こどもみらい課

カ 休日保育事業

日曜・祝日等の保護者の勤務等により児童が保育に欠けている場合の保育需要に対応するため、日曜・祝日等においても保育所を開所する保育サービスを行う。

**第5-1-11表 休日保育事業実施状況**

区 分	年 度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
休日保育事業	市町村数（か所）	16	16	16	18	19
	か所数（か所）	78	83	86	98	107

資料：こどもみらい課

キ 病児・病後児保育事業

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合の保育需要に対応するため、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行う。

**第5-1-12表 病児・病後児保育事業実施状況**

年 度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
市町村数（か所）	5	5	6	7	9
か所数（か所）	7	8	9	12	15

資料：こどもみらい課

ク ファミリー・サポートセンター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

**第5-1-13表 ファミリー・サポートセンター事業実施状況**

年 度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
市町村数	4	6	6	6	6
会員数	2,264	2,982	3,468	3,800	3,949

資料：こどもみらい課

(2) 養護に欠ける児童の福祉

児童相談所における平成24年度の養護相談処理件数は1,258件となっており、そのうち109名は児童養護施設及び乳児院に入所、6名は里子として里親委託されている。

① 児童養護施設

児童養護施設は県内に6か所あり、入所定員は403名となっている。

② 里親

里親認定については、青森県社会福祉審議会で審議しており、平成24年度は11件の新規里親登録があった。また、認定・登録辞退が5件あった。

平成21年度から、里親は、養育里親（短期里親を含む。養育里親の中で専門里親を区分）、養子縁組里親（養子縁組によって養親となることを希望する里親）、親族里親（三親等内の親族がその子どもに限ってなる里親）の3つの種類となっている。

第5-1-14表 里親委託の状況

年 度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
里親	認定・登録里親（世帯）	125	98	108	116	120
	委託里親（世帯）	38	41	42	46	43
	委託率（％）	30.4	41.8	38.9	39.7	35.8
委託児童（人）		51	54	52	54	53

※平成24年度再掲 専門里親19人（委託児童4人）、親族里親5世帯（委託児童7人）

資料：こどもみらい課

### ③ 乳児院

乳児院は県内に3か所あり、入所定員は44名となっている。

### ④ 母子生活支援施設

母子生活支援施設は県内に3か所あり、入所定員は63世帯となっている。

## (3) 非行児童の保護

児童相談所における平成22年度受付件数は、ぐ犯行為等相談98件、触法行為相談94件となっており、このうち児童自立支援施設に入所したものは15名となっている。

## 4 児童の健全育成

### (1) 青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」

県民の一人ひとりが安心と幸せを実感し、希望と喜びを持って子育てができるように、地域での支え合いを大切にしていくことを計画の基本理念とし、社会全体で次代を担う子どもが健やかに生まれ育つことを総合的に支援するため、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画を平成17年2月に策定した。

平成17年度から平成21年度を前期計画期間とし、平成21年度中に見直しを行い、平成22年度から平成26年度を計画期間とする後期計画を策定し、各種施策の推進を図っている。

### (2) 次世代育成支援の推進

近年、出生率の低下をはじめ、核家族化、都市化の進展、女性の社会参加の増大等、子どもを取り巻く環境の急激な変化により、家庭や地域の養育機能が低下しており、子育てに関して様々な問題を抱える家庭が増加してきている。

また、子ども自身にとっても、遊び場や遊び仲間が減少してきており、その健やかな成長を損ねることが懸念されている。

このようなことから、地域ぐるみで子育てを支援し、将来の社会の担い手である子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを進めるため、次の事業を実施している。

青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」の推進

次世代育成支援対策の推進を集中的、効果的に取り組むため、次のとおり実施している。

- ・青森県次世代育成支援対策地域協議会の開催
- ・青森県次世代育成支援対策庁内推進会議の開催
- ・青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」平成24年度報告書の作成と公表

**(3) 市町村児童相談力レベルアップ事業（平成24年度～25年度）**

市町村の児童家庭相談支援力のレベルアップを図るため、2ヶ年で次の事業を実施した。

- ①市町村要保護児童対策地域協議会構成員へのサインズオブセイフティ研修  
市町村要保護児童対策地域協議会の構成員がケース検討の場で、共通のツールとしてサインズオブセイフティを使うことによって、意見を集約し、より効果的な議論ができるよう、外部講師による研修を実施した。
- ②市町村職員のための面接技法研修  
市町村職員が児童家庭相談を受け付けた場合、問題解決のためどのような聞き取りをして、どのように解決に向けての支援ができるのかの支援力を身につけるため、外部講師による面接技法研修を実施した。
- ③市町村要保護児童対策地域協議会へのアドバイザー派遣  
市町村要保護児童対策地域協議会の活動を活性化させるため、外部有識者をアドバイザーとして派遣し、要保護児童対策地域協議会の運営や個別ケースに対する助言等を行った。

**(4) 子ども虐待防止対策事業**

都市化の進行や核家族化により、家庭が地域や親戚等から孤立しがちな状況にあり、子どもに対する虐待の相談が増えている。

子どもへの虐待は、子どもの健やかな発育、発達を損ない、心身に深刻な影響を及ぼすことから、早期に発見できるネットワークの構築を図るとともに、気軽に相談できる体制をつくり、虐待の防止を図るため、子ども虐待要保護児童対策研修会等各種事業を実施している。

**(5) 地域組織活動の育成助長等**

- ① 母親クラブ  
母親クラブは、子どもの健全育成を図るための母親世代の奉仕、研修、協力組織であり、最近、幼児期の養育方法、非行少年の問題、児童の事故防止、社会環境の浄化等についての活動を重点に活発な組織活動を行っている。
- ② 放課後児童健全育成事業  
共働き等により昼間保護者がいない家庭の小学校低学年児童等の育成指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う放課後児童クラブを設置し、児童の健全育成を図るものである。  
平成19年度からは放課後子どもプランとして、放課後子ども教室と一体的あるいは連携して実施している。

**第5-1-15表 放課後児童健全育成事業の実施状況** (各年度4月1日現在)

年 度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
実 施 市 町 村 数	27	29	30	31	32
ク ラ ブ 数 (国庫補助対象)	215	222	250	255	256

資料：こどもみらい課

- ③ 主任児童委員  
近年の出生率の低下等に伴い、「健やかに子どもを生み育てる環境づくり」が社会全体の課題となっているなかで、関係機関との連絡調整を図りながら、主として児童の健全育成や子育て家庭に対する支援を図るため、従来の民生委員・児童委員に加えて、平成6年1月1日から新たに主任児童委員を設置した。  
本県の主任児童委員の定数は228名で、現在220名（平成25年12月1日現在、青森市を除く。）配置されており、厚生労働大臣が委嘱している。

(6) 青森県子ども家庭支援センター

青森県子ども家庭支援センターは、子どもと家庭に関する総合的な相談・支援を行うとともに、関係機関・団体とのネットワークを構築するための拠点施設として青森県男女共同参画センターとの複合施設（アピオあおもり）として、平成13年6月に開館した。

平成18年4月からは指定管理者制度を導入している。

主な事業は次のとおりである。

- ① 情報提供（情報システムの運営、子育て啓発情報誌「あのね」の発行）
- ② 活動支援（地域子育て支援拠点関係者研修、子育て団体活動支援事業、手作りおもちゃ講習会）
- ③ 総合相談（電話・面接相談事業）
- ④ 学習・体験（親子すくすくスキンシップ事業の実施、アピオあおもりプレイルーム・児童図書室の運営）
- ⑤ 普及啓発（子育て広場の開催）
- ⑥ 調査・研究（子育てサークル活動調査等）
- ⑦ その他  
「あおもり子育て応援わくわく店事業」（店舗等の協力を得て子育て家庭に対し、割引等のサービス）  
事務局業務

第5-1-16表 総合相談件数

（単位：件）

区 分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
一般相談	電 話 相 談	259	234	264	210	202
	養 護	6	2	3	3	5
	保 健	24	11	28	23	11
	心 身 障 害	2	1	1	0	4
	非 行	0	0	0	0	0
	育 成	124	81	86	86	79
	一 般（大 人）	94	103	70	46	84
	そ の 他	9	36	76	52	19
面 接 相 談	4	8	16	20	127	
計	263	242	280	230	329	

資料：こどもみらい課

(7) 子ども手当及び児童手当

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもと、平成23年10月1日に「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が施行され、平成23年10月分から平成24年3月分まで、0歳から3歳未満の子ども及び3歳以上小学校修了前の第3子以降は15,000円、3歳以上小学校修了前の第1子・第2子及び中学生は10,000円の子ども手当が支給された。また、施設入所等子どもに対しても子ども手当が支給された。

平成24年4月1日に「児童手当法の一部を改正する法律」が施行され、子ども手当と同額の手当額が支給されている。平成24年6月分からは所得制限が導入され、所得制限限度額以上の者へは月額5,000円が支給されている。



第5-1-17表 平成24年度子ども手当（特別措置法分）支給状況

区 分	受給者数(人)	児童数(人)	支給総額(千円)	備考
0歳から3歳未満			724,140	H24年2月分～ H24年3月分
3歳以上小学校修了前			2,036,475	
(再掲)第3子以降			347,715	
中 学 生			708,130	
特定施設入所等子ども			1,920	
計	92,031	150,298	3,470,665	

平成24年度児童手当支給状況

区 分	受給者数(人)	児童数(人)	支給総額(千円)	備考
0歳から3歳未満	90,197	23,098	15,962,295	H24年4月分～ H25年1月分 (H24年度は10ヶ月分支給)
3歳以上小学校修了前		89,559		
(再掲)第3子以降		10,650		
中 学 生		32,718		
特 例 給 付	2,328	3,736	148,395	
計	92,525	149,111	16,110,690	

資料：こどもみらい課

## 5 母子家庭等の児童の福祉

### (1) 児童扶養手当制度

父と生計を同じくしていない児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進のため、昭和37年に児童扶養手当法が施行され、母又は養育者に当該児童に係る手当を支給することにより児童の福祉の増進を図っている。

平成22年8月1日からは父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されることになった。

なお、平成14年8月に市部の支給事務を各市に委譲している。

第5-1-18表 児童扶養手当の受給状況

年 度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
認定請求書受付	受 付 件 数	434	398	382	395	958	448	421	
	認 定 件 数	437	388	379	386	936	437	425	
	未 処 理 件 数	3	10	1	9	8	9	1	
	却 下 件 数	3	3	2	0	14	10	4	
総 支 給 額	1,460,816,980円	1,466,023,420円	1,486,233,540円	1,503,061,410円	1,594,717,540円	1,743,623,780円	1,735,507,490円		
受給世帯該当事由	受給者総数	3,110人	3,179人	3,133人	3,115人	3,620人	3,644人	3,597人	
	母子世帯	生別母子世帯	2,727	2,774	2,727	2,709	2,707	2,701	2,653
		死別母子世帯	40	41	38	39	41	39	34
		遺棄世帯	8	9	8	10	9	4	6
		未婚の母子世帯	231	249	257	254	281	289	287
		障害者世帯	18	19	15	13	13	23	21
		父子世帯	0	0	0	0	426	440	454
	父子世帯	死別父子世帯	0	0	0	0	43	39	37
		遺棄世帯	0	0	0	0	2	3	2
		未婚の父子世帯	0	0	0	0	4	3	4
		障害者世帯	0	0	0	0	3	6	6
その他の世帯	86	87	88	90	91	97	93		
受給対象児童数	4,649	4,755	4,647	4,586	5,367	5,389	5,291		

資料：こどもみらい課

(2) 特別児童扶養手当制度

精神又は身体に障害を有している 20 歳未満の児童を抱えている父母の精神的経済的な負担を軽減するため、昭和 39 年に重度精神薄弱児童手当制定、その後昭和 41 年に身体重度の障害を有する児童を対象に含めた特別児童扶養手当等の支給に関する法律が施行され、これらの家庭に手当を支給することにより児童の福祉の増進を図っている。

第5-1-19表 特別児童扶養手当の受給状況

年 度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
認定請求書受付状況	件	件	件	件	件	件	件	件	
	受付件数	306	344	354	318	420	355	353	
	認定件数	297	346	343	294	394	337	358	
	未処理件数	8	2	2	15	24	37	27	
却下件数	6	4	9	9	2	5	5		
総支給額		1,154,049,650円	1,193,126,600円	1,219,341,350円	1,240,928,850円	1,262,050,700円	1,313,718,720円	1,350,462,030円	
手当支給状況	受給者総数	2,228人	2,313人	2,399人	2,440人	2,562人	2,635人	2,719人	
	対象児童数	2,292人	2,381人	2,459人	2,513人	2,645人	2,729人	2,831人	
	内訳	外部障害	572	556	545	533	533	539	544
		知的障害	1,348	1,362	1,404	1,452	1,485	1,570	1,609
		その他の精神障害	78	135	166	194	273	276	341
		内部障害	280	304	316	304	323	318	318
合併障害		14	24	28	30	31	26	19	

資料：こどもみらい課

(3) 遺児等援護対策事業

交通及び海難事故、労働災害など各種の災害あるいは遺棄、生死不明などによって両親又はそのいずれかを失った遺児家庭等に対し、これらの児童の健全な育成を願うため、昭和 48 年度から入学祝金や卒業祝金を支給している。

(4) ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親家庭等の児童及びその父又は母の健康保持と福祉の増進を図るため、満 18 歳に到達した年度末までの児童及びその児童を養育する父又は母を対象に医療費を助成している。

6 母子保健対策

母子保健対策は、昭和 40 年の母子保健法制定以来、逐年、整備充実が図られ、医学のめざましい進歩とともに母子保健の水準は著しく向上した。しかしながら、近年、母性及び乳幼児をとりまく社会環境は出生率の低下、人口の高齢化、核家族化の進行など大きく変化してきており、母子保健に求められる役割も多様化している。このような状況において、安全な妊娠・出産と健康な児の出生及び児童の健康な育成を図るため、市町村や医療機関等との密接な連携の下、各種の母子保健対策を実施している。

(1) 母子保健対策の現状

① 乳児死亡

本県における乳児死亡は、昭和 43 年当時、出生 1,000 人に対して 23.3 人であったことから、以後「健康な子を生む運動」を展開した結果、昭和 53 年には半減したものの、平成 11 年以降再び全国平均を上回っていた。平成 16 年 10 月に「総合周産期母子医療センター」を整備する等、周産期医療体制の強化により、平成 16 年以降、改善傾向にある。

第5-1-20表 乳児死亡数及び死亡率

死亡率（出生千対）

区 分	青 森 県						全 国					
	乳 児		新 生 児		周 産 期		乳 児		新 生 児		周 産 期	
	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
平成20年	21	2.1	11	1.1	45	4.4	2,798	2.6	1,331	1.2	4,720	4.3
平成21年	33	3.5	17	1.8	46	4.8	2,556	2.4	1,254	1.2	4,519	4.2
平成22年	21	2.2	12	1.2	39	4.0	2,450	2.3	1,167	1.1	4,515	4.2
平成23年	23	2.4	8	0.8	40	4.2	2,463	2.3	1,147	1.1	4,315	4.1
平成24年	24	2.6	15	1.6	38	4.1	2,299	2.2	1,065	1.0	4,133	4.0

※ 周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の早期新生児死亡を合わせたものをいう。  
 ※ 人口動態統計による。

資料：こどもみらい課

② 妊産婦、乳幼児の健康診査

妊娠中に定期的な健康診査を受診することは、安全な分娩と健康な子の出生の基礎的条件であり、また、乳幼児については、異常を早期に発見し早期に適切な措置を講ずることが児童の健康な成長にとって重要であることから、妊産婦及び乳幼児に対し健康診査を実施しており、平成9年度から市町村が実施主体となっている。

ア 医療機関委託

第5-1-21表 妊婦健康診査委託件数

区 分	妊娠届出数	委託診査延件数
平成20年度	9,720	59,138
平成21年度	10,100	116,544
平成22年度	9,615	118,314
平成23年度	9,417	114,781
平成24年度	9,329	113,006

資料：こどもみらい課

第5-1-22表 乳児健康診査委託件数

区 分	出 生 数	委託診査延件数	精密健康診査数実人員
平成20年度	10,187	16,344	568
平成21年度	9,523	15,732	449
平成22年度	9,711	16,189	462
平成23年度	9,531	15,702	417
平成24年度	9,168	15,451	331

※ 出生数は暦年

資料：こどもみらい課

イ 市町村実施

**第5-1-23表 乳幼児健康診査受診者数**

区 分	受診延人数
平成20年度	10,854
平成21年度	8,924
平成22年度	8,738
平成23年度	8,499
平成24年度	7,544

資料：こどもみらい課

**第5-1-24表 1歳6ヶ月児健康診査受診者数**

区 分	対象者数 (A)	受診者数 (B)	受診率(B)／(A) (%)	精密検診受診者数
平成20年度	10,323	9,917	96.1	170
平成21年度	10,295	9,871	95.9	161
平成22年度	9,653	9,204	95.3	186
平成23年度	9,844	9,597	97.5	196
平成24年度	9,710	9,388	96.7	188

資料：こどもみらい課

**第5-1-25表 3歳児健康診査受診者数**

区 分	対象者数 (A)	受診者数 (B)	受診率(B)／(A) (%)	精密検診受診者数
平成20年度	10,655	10,091	94.7	3,111
平成21年度	10,543	9,953	94.4	2,783
平成22年度	10,248	9,779	95.4	2,741
平成23年度	10,381	9,889	95.3	2,899
平成24年度	9,775	9,454	96.7	2,971

資料：こどもみらい課

③ 訪問指導

妊産婦及び新生児・未熟児の保健指導の徹底を図るため、助産師及び保健師等による訪問指導を実施している。なお、新生児及び妊産婦に対する訪問指導は、平成9年度から市町村が実施主体となっている。

第5-1-26表 妊産婦・新生児訪問指導人員

区 分	新 生 児		妊 産 婦	
	訪 問 件 数		訪 問 件 数	
	実 人 員	延 人 員	実 人 員	延 人 員
平 成 20 年 度	3,874	4,158	9,066	10,043
平 成 21 年 度	3,390	3,726	8,442	9,505
平 成 22 年 度	3,374	3,612	8,583	9,475
平 成 23 年 度	3,608	3,910	9,198	10,607
平 成 24 年 度	3,747	4,087	8,942	10,535

資料：こどもみらい課

第5-1-27表 低出生体重児訪問指導人員

区 分	低出生体重児出生数 (A)	訪 問 件 数		訪 問 指 導 率 (B) / (A) (%)
		実 人 員 (B)	延 件 数	
平 成 20 年 度	963	795	969	82.6
平 成 21 年 度	879	748	902	85.1
平 成 22 年 度	922	687	786	74.5
平 成 23 年 度	900	710	877	78.9
平 成 24 年 度	871	691	844	79.3

※ 出生数は暦年

資料：こどもみらい課

④ 未熟児養育医療

未熟児は正常な新生児にくらべ生理的に種々の欠陥があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率もきわめて高い。また、心身障害への移行も多く生後速やかに適切な処理が必要とされることから、指定医療機関に入院し、医療を受けることを必要とする未熟児に対して医療の給付（未熟児養育医療給付）を、昭和62年度から平成24年度まで県が、平成25年度からは市町村が実施主体となり実施している。

⑤ 先天性代謝異常等検査

先天性代謝異常については、新生児の体内で先天的な酵素障害等により特定の酵素の代謝が正常に行われず、知的障害等の症状をきたすことから、早期発見、治療が必要である。

このため、昭和53年7月から先天性代謝異常検査を開始し、平成24年度まで全6疾患について、平成25年度からは全19疾患を対象を拡大し、県内で出生する全新生児の検査を実施している。

⑥ 小児慢性特定疾患治療研究事業

悪性新生物等小児の慢性特定疾患の治療はきわめて困難、かつ長期にわたることから、児童の健全な育成に支障をきたすことになる。このため、これらの疾病に関する治療研究を推進し、併せて患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を実施している。

⑦ 身体障害児の療育相談と医療給付

各地域県民局地域健康福祉部保健総室において整形外科等の専門医による定期的な療育相談と巡回相談を行い、慢性疾患や身体障害等、長期に療養を要する児童に対して適切な指導を行っている。

また、身体障害児で比較的短期間の治療により、その機能の回復が期待できるものについては、早期治療によって障害の除去及び軽減に努めるため、平成24年度までは県が、平成25年度以降は市町村が実施主体となり、自立支援医療（育成医療給付）を実施している。

**第5-1-28表 療育相談実施状況・医療相談（被指導延人員）**

区 分	総 数	治 療			治療不能	治療不要
		肢体不自由児 施設入所	育成医療	そ の 他		
平成20年度	350	0	0	41	2	307
平成21年度	270	0	0	36	0	234
平成22年度	236	0	0	31	2	203
平成23年度	222	0	0	27	0	195
平成24年度	216	0	0	32	2	184

資料：こどもみらい課

⑧ 乳幼児はつらつ育成事業

乳幼児に対し、速やかな診察、治療の機会を与えること等を目的に、市町村が実施する乳幼児医療費給付事業に対し、補助を行っている。

ア 対象年齢 0歳児～小学校未就学児童

イ 所得制限 定額（平成10年7月時点における児童扶養手当の支給に係る所得制限（一部支給）に準拠）

ウ 一部負担 入院一日当たり500円（4歳～小学校未就学児童）  
通院一月当たり1,500円（同上）

エ 補助率 2分の1

※平成20年10月診療分から通院の対象年齢を3歳までから小学校未就学まで拡充した。

⑨ 女性健康支援事業

女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えていることから、思春期から更年期に至る女性を対象として、各地域県民局健康福祉部保健総室で女性健康相談を月1回実施している。

⑩ 不妊専門相談センター事業

不妊や不育症に悩む男女に不妊・不育症治療等の正しい情報や最新の治療方法を紹介し、安全な妊娠、出産を支援するため、専門機関による不妊治療等の相談窓口を平成14年6月に開設した。

なお、平成21年4月からは、従来の面接相談に加え、メール相談を随時実施している。

ア 対象者 不妊に悩む夫婦等

イ 開設場所 弘前大学医学部附属病院

ウ 開設回数 年40日

エ 相談件数 39件（平成24年度）（面接相談 11件 メール相談 28件）

⑪ 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、平成17年度から青森県特定不妊治療費助成事業を実施している。1組の夫婦について1回の治療につき15万円（採卵を伴わない凍結胚移植及び卵が得られない等による中止の場合は7.5万円）を上限とし、1年度目は3回まで、2年度目以降は2回まで、通算5年間、全10回を超えない範囲で助成する。

⑫ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や親子の心身の状況や養育環境等の把握を行うことにより、支援が必要な家庭に適切にサービス提供するもので、平成24年度は30市町村で実施した。

⑬ 養育支援訪問事業

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など養育支援が必要な家庭に子育て経験者等による援助や保健師による指導助言等を訪問により実施するもので、平成25年度は11市町村で実施している。

第2節 心身障害児（者）の福祉

1 心身障害児（者）の現況

(1) 身体障害児（者）の現況

本県における平成25年3月31日現在の身体障害者手帳交付児（者）は、61,459人で、県人口に対する割合を見ると、1,000人に対し44.9人となる。

これらを主な障害の種類別にみると、肢体不自由が54.3%と一番多く、次いで内部障害が30.2%、聴覚・平衡機能障害が8.4%、視覚障害が6.3%、音声・言語機能障害が0.8%となっている。

身体障害者の障害の程度をみると、1、2級の重度の身体障害者は総数の54.0%と過半数を占めている。

障害者に対する施策は、その自立を主眼に推進しており、重度障害者の対策強化を図るとともに、在宅障害者の社会参加をすすめるための地域福祉活動の促進等に努めている。

第5-2-1表 身体障害者障害別人員数（平成25年3月31日現在）

（単位：人）

年齢区分	障害別	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害	計
18歳未満		40	106	2	637	236	1,021
18歳以上		3,821	5,043	521	32,735	18,318	60,438
	計	3,861	5,149	523	33,372	18,554	61,459
	構成比	6.3%	8.4%	0.8%	54.3%	30.2%	100.0%

資料：障害福祉課

第5-2-2表 障害別、等級別身体障害者手帳交付数（平成25年3月31日現在）

（単位：人）

障害別	等級別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害		1,558	987	244	272	405	395	3,861
聴覚障害		85	1,422	629	1,079	27	1,907	5,149
音声・言語機能障害		14	17	340	152	0	0	523
肢体不自由		9,132	7,184	5,731	7,868	2,396	1,061	33,372
内部障害		12,660	103	2,661	3,130	0	0	18,554
	計	23,449	9,713	9,605	12,501	2,828	3,363	61,459
	構成比	38.2%	15.8%	15.6%	20.3%	4.6%	5.5%	100.0%

資料：障害福祉課

(2) 知的障害児（者）の現況

障害者相談センターで把握している平成25年3月31日現在の知的障害児（者）は、11,527人となっている。これを障害程度別にみると重度のものが4,956人で43.0%を占め、中軽度が6,571人の57.0%となっている。

第5-2-3表 知的障害児(者)の障害程度別人員数及び構成比(平成25年3月31日現在) (単位:人)

年齢区分	障害程度	重 度	中軽度	計
18歳未満		777	1,494	2,271
18歳以上		4,179	5,077	9,256
計		4,956	6,571	11,527
構成比		43.0%	57.0%	100%

資料:障害福祉課

## 2 心身障害児(者)の福祉対策

知的、身体的に障害を持つ人々に対しては、障害者も社会の構成員であり、その生活の欲求は健常者と何ら代わるものではないという基本的な認識のもとに、これらの人々の日常生活を支援しつつ、リハビリテーション体制の確立と就労機会の増大を図り、障害者の社会活動への参加を促進するとともに、公共施設や道路等を障害者が気軽に利用できるような住みよい環境づくりを推進している。

また、障害者の真の幸福は家族とともに生活するだけでなく、社会の一員として生活することにあると考えられるので、まず障害者が家族と地域社会との関係を十分に保ちながら生活できるよう教育、労働、保健等の各分野からきめ細かい在宅対策を進めている。

### (1) 身体障害者への対策

身体障害者の更生援護に関する問題については、市町村及び障害者相談センター(身体障害者更生相談所)が診査及び更生相談を行っており、更生医療の給付、身体障害者更生援護施設への入所等必要な支援・措置を行っている。

#### ① 障害者相談センター(身体障害者更生相談所)における処理状況

平成24年度の障害者相談センター(身体障害者更生相談所)における処理状況を見ると、取扱実人員が7,872人(来所及び巡回の合計)、相談件数が8,504件となっており、相談内容は更生医療の5,503件が最も多い。また、判定内容別ではすべて医学的判定で7,566件、判定書交付件数は7,987件となっており、内容別では更生医療の4,916件が最も多くなっている。

第5-2-4表 障害者相談センター(身体障害者更生相談所)における処理状況

(単位:件)

年度別	区分	取扱実人員(人)	相談内容							計	判定内容					計	判定書交付件数					計
			更生医療	補装具	身体障害者手帳	職業	施設	生活	その他		医学的判定	心理学的判定	機能的判定	その他	更生医療		補装具	身体障害者手帳	障害程度区分	その他		
24	来所	7,290	4,916	2,374	0	0	0	0	0	7,290	7,290	0	0	0	7,290	4,916	2,374	0	0	0	7,290	
	巡回	582	587	199	427	0	0	0	1	1,214	276	0	0	0	276	0	276	421	0	0	697	
	計	7,872	5,503	2,573	427	0	0	0	1	8,504	7,566	0	0	0	7,566	4,916	2,650	421	0	0	7,987	

資料:障害福祉課

#### ② 青森県身体障害者福祉センター「ねむのき会館」

身体障害者の各種相談、教養の向上、スポーツ、レクリエーション、機能回復訓練や各種団体活動、社会参加促進事業等のための利用施設として、昭和48年に青森市に開館した。

なお、平成18年度から指定管理者制度を導入し、一般財団法人青森県身体障害者福祉協会に管理運営を委託している。

第5-2-5表 ねむのき会館利用状況

(単位:人)

年度	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	その他の障害	介護者	福祉関係者	その他	計
20	1,534	62	227	2,793	2,153	1,616	3,901	12,286
21	2,186	81	363	2,881	1,855	2,062	3,299	12,727
22	1,118	78	172	1,572	605	1,311	2,605	7,461
23	1,327	44	162	2,406	1,000	1,572	3,367	9,878
24	1,395	75	208	2,447	1,032	1,483	5,303	11,943

※平成22年度は体育館工事実施のため、利用者が大幅に減少した。

資料:障害福祉課



(2) 知的障害者への対策

知的障害者の更生援護に関する問題については、知的障害児(者)やその家族からの相談に応じて、市町村、児童相談所及び障害者相談センター(知的障害者更生相談所)が必要な助言、指導、施設入所等必要な支援・措置を行っている。

① 障害者相談センター(知的身体障害者更生相談所)における処理状況

平成24年度の障害者相談センター(知的身体障害者更生相談所)における処理状況を見ると、更生援護取扱実人員が410人(来所及び巡回の合計)、相談件数が408件となっており、相談内容は療育手帳の295件が最も多い。また、判定件数は671件で、内容別では心理学的及び職能的判定で293件となっているほか、判定書交付件数は398件で、内容別では療育手帳の293件が最も多くなっている。

第5-2-6表 障害者相談センター(知的障害者更生相談所)における処理状況

(単位:件)

年度別	区分	取扱実人員(人)	相談内容									判定内容					判定書交付件数			
			施設入所	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判定	心理学的判定	機能的判定	その他の判定	計	障害区分程度	療育手帳	その他	計
24	来所	195	0	0	0	5	2	0	80	106	193	25	78	78	0	181	0	78	105	183
	巡回	215	0	0	0	0	0	0	215	0	215	60	215	215	0	490	0	215	0	215
	計	410	0	0	0	5	2	0	295	106	408	85	293	293	0	671	0	293	105	398

資料:障害福祉課

(3) 心身障害児(者)の在宅福祉対策

心身障害児(者)の主な在宅福祉対策は次のとおりである。

第5-2-7表 主な在宅福祉対策

制度・事業等	対象児(者)	内容
自立支援医療(更生医療)の給付	身体障害者	身体上の障害を軽減除去し、日常生活能力、職業能力の回復向上を図るための医療給付。 平成24年度の給付人員は3,966人である。
補装具の交付修理	身体障害児(者)	身体上の欠損又は機能の損傷を補うための義肢、装具、補聴器、車いす等の補装具交付及び修理。 平成24年度の交付及び修理件数は4,437件である。
居宅介護事業	身体障害児(者) 知的障害児(者) 精神障害児(者)	居宅において食事の世話、洗濯等の日常生活上の介護を行う。
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	重度身体 知的障害児(者) 重度精神障害者	重度の障害のゆえに負っている特別の負担軽減の一助として月額26,080円(児童14,180円)支給。 平成24年度の受給者(月平均)は3,247人である。
障害児(者)短期入所	身体障害児(者) 知的障害児(者) 精神障害児(者)	心身障害児(者)を介護している保護者が疾病等の事由によって家庭における介護を受けることが困難となった場合に、心身障害児(者)を一時的に入所(通所)させ福祉の向上を図る。
心身障害者扶養共済制度	知的障害児(者) 重度心身障害児(者)	心身障害児(者)を扶養する保護者の死亡後、残される障害児(者)の生活の安定と福祉向上を図るため、任意加入の共済制度として昭和45年から実施。
日常生活用具の給付	重度の身体障害児(者)、知的障害児(者)、精神障害者	重度障害者等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図る。
職親委託	知的障害者	知的障害者を職親のもとに預かり、その更生に必要な生活指導及び技能習得訓練を行う。登録数24人。
重度心身障害者医療費助成	重度心身障害児(者)	市町村が行う重度心身障害者医療費支給事業に対し県が2分の1を補助し、重度心身障害者の医療費負担の軽減を図っている。

共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）	身体障害者 知的障害者 精神障害者	地域の中にあるグループホームやケアホームでの生活を望む知的障害者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、障害者の自立生活を助長する。
障害児等療育支援事業	重症心身障害児（者） 知的障害児（者） 身体障害児 発達障害児（者）	在宅障害児（者）の地域での生活を支援するため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう、療育機能の充実に図るとともに、これらの療育機能を支援する、より専門的な療育機能との重層的な連携を図ることにより、障害児（者）の福祉の向上を図る。
児童発達支援・放課後等デイサービス	身体障害児 知的障害児 精神障害児	心身に障害のある児童に対し通所の方法により日常生活における基本的動作等の指導及び集団生活への適応訓練を行う。
生活介護事業	身体障害児（者） 知的障害児（者） 精神障害児（者）	心身に障害のある者に対し、通所の方法により日常生活上の支援等を行う。

資料：障害福祉課

(4) 心身障害者扶養共済制度加入状況及び年金等支給状況

平成24年度における心身障害者扶養共済制度加入者数は616人となっており、年金受給者数は583人となっている。

第5-2-8表 心身障害者扶養共済制度加入状況及び年金等支給状況

(単位：人)

区分 \ 年度	20	21	22	23	24
加入者数	752	721	687	650	616
年金受給者数	512	539	549	566	583

資料：障害福祉課

(5) 重度心身障害者医療助成

平成20年度における重度心身障害者医療助成の実施状況は、次のとおりである。

第5-2-9表 重度心身障害者医療助成金額（平成24年度）

実施市町村	受給者交付件数	医療費給付金額	県補助金	備考
40市町村	21,286件	1,744,837千円	871,176千円	補助率1/2

資料：障害福祉課

(6) 発達障害（新規追加）

発達障害児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として設置した発達障害者支援センターにおいて、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導または助言を行うとともに、関係機関との連携強化等により、発達障害児（者）及びその家族の福祉の向上を図る。

第5-2-10表 青森県発達障害者支援センター「ステップ」における相談件数

(単位：件)

年 度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
発達障害に係る相談	518	556	596	682	744

3 施設援護対策

障害保健福祉施策は、これまで身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種別により、それぞれ異なった法律のもとで制度が実施されてきたが、平成18年10月から全面施行された障害者自立支援法により、障害の種別にかかわらず、同じ仕組みのもとで、必要なサービスを利用することができるよう、仕組みを一元化、施設・事業が再編された。

平成25年4月からは、障害者自立支援法から障害者総合支援法へ法律が改正され、基本方針が創設されたほか、障害者の範囲に新たに難病が追加、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大等の見直しが行われた。

(1) 福祉型障害児入所施設への入所等

障害児を入所させて、保護、日常生活の指導および自立自活に必要な知識技能の付与を行っている。

第5-2-11表 福祉型障害児入所施設設置状況（18歳未満対象）

（平成25年9月1日現在）

施設種別	施設名	設置主体	所在地	定員(人)
福祉型障害児入所施設	八甲学園	社会福祉法人 青森県すこやか福祉事業団	青森市	40
	弘前市弥生学園	弘前市	弘前市	60
	うみねこ学園	社会福祉法人八戸市社会福祉事業団	八戸市	60
	森田学園	西北五広域福祉事務組合	つがる市	30
	公立もみのき学園	上北地方教育・福祉事務組合	七戸町	40
	はまゆり学園	下北地域広域行政事務組合	むつ市	30
	もみじ学園	南黒地方福祉事務組合	黒石市	20
	小 計			280

資料：障害福祉課

(2) 医療型障害児入所施設

障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、自立自活に必要な知識機能の付与および治療を行っている。

第5-2-12表 医療型障害児入所施設設置状況

（平成25年4月1日現在）

施設名	所在地	定員(人)
県立あすなる医療療育センター	青森市大字石江字江渡 101	(肢体) 50 (重心) 50
県立はまなす医療療育センター	八戸市大字大久保字大塚 17 の 729	(肢体) 42 (重心) 40
県立さわらび医療療育センター	弘前市大字中別所字平山 168	(重心) 50
国立病院機構青森病院	青森市浪岡大字女鹿沢字平野 155	(重心) 80
国立病院機構八戸病院	八戸市吹上3丁目13の1	(重心) 88
計		400

資料：障害福祉課

(3) 障害者支援施設

施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

第5-2-13表 障害者支援施設

施設名	設置主体	所在地	定員(人)
青森コロニーセンター	青森県コロニー協会	青森市	60
障害者支援施設徳誠園	徳誠福祉会	青森市	60
障害者支援施設金浜療護園	心和会	青森市	85
指定障害者支援施設りんどう苑 (東京都委託施設)	浪岡あすなる会	青森市	80
青森コロニーリハビリ	青森県コロニー協会	青森市	40
青森月見寮	義栄会	青森市	50
障害者支援施設こぶし園	田茂木野福祉会	青森市	40
障害者支援施設野木和園	新井田福祉会	青森市	50

障がい者支援施設幸養苑	清養会	青森市	30
障害者支援施設津麦園	喜倅会	青森市	50
ゆきわり荘	幸仁会	青森市	60
知的障害者生活支援施設弘前市弥生荘	弘前市(弘前草右会)	弘前市	50
障害者支援施設千年園	千年会	弘前市	50
障害者支援施設山郷館	七峰会	弘前市	50
障害者支援施設拓光園	七峰会	弘前市	50
障害者支援施設草薙園	島光会	弘前市	50
さくら園	聖康会	弘前市	50
障害者支援施設三和の里	つがる三和会	弘前市	50
青森ワークキャンパス	道友会	八戸市	50
のぞみ園	のぞみ会	八戸市	40
妙光園	豊寿会	八戸市	40
八太郎山療護園	秋葉会	八戸市	40
いちい寮	八戸市社会福祉事業団	八戸市	50
松館療護園	やすらぎ会	八戸市	80
障害者支援施設東幸園	東幸会	八戸市	50
うみねこ学園	八戸市社会福祉事業団	八戸市	10
南黒地方障害者支援施設もみじ学園	南黒地方福祉事務組合	黒石市	10
障害者支援施設山郷館くろいし	七峰会	黒石市	30
障害者支援施設栄幸園	愛生会	五所川原市	50
障害者支援施設 大東ヶ丘サントピアホーム	叶福社会	五所川原市	50
障がい者支援施設第二うちがた	内潟療護園	五所川原市	30
障害者支援施設青松園	愛生会	五所川原市	36
障害者支援施設あかまつ園	新生会	十和田市	50
となみ療護園	明和会	むつ市	30
陽幸園	みちのく福社会	むつ市	50
障害者支援施設しもきた療育園	みちのく福社会	むつ市	50
月見野園	健誠会	つがる市	40
つがるの里	健誠会	つがる市	80
障害者支援施設旭光園	七峰会	平川市	40
南黒地方障害者支援施設青葉寮	南黒地方福祉事務組合	平川市	50

障害者総合福祉センターなつどまり 障害者支援施設しらかば寮	青森県すこやか福祉事業団	平内町	80
障害者総合福祉センターなつどまり 障害者支援施設さつき寮	青森県すこやか福祉事業団	平内町	60
障害者支援施設かもめ苑(東京都委託施設)	平館福祉会	外ヶ浜町	80
大鰐療育センター	素樸会	大鰐町	60
障がい者支援施設内潟療護園	内潟療護園	中泊町	30
障害者支援施設あすなろクリーナーズ	海陽会	野辺地町	40
障害者支援施設あぜりあ苑 (東京都委託施設)	つつじ会	七戸町	80
障がい者支援施設一誠園	至誠会	七戸町	120
公立からまつ寮	上北地方教育・福祉事務組合 (七戸福祉会)	七戸町	45
上北療護園	新生会	東北町	70
障がい者支援施設けやき寮	恵徳会	東北町	40
公立ぎんなん寮	上北地方教育・福祉事務組合	東北町	45
障害者支援施設かけはし寮	松緑福祉会	六ヶ所村	40
障害者支援施設あかしや寮	昭壽会	おいらせ町	40
三戸郡福祉事務組合立明幸園	三戸郡福祉事務組合	五戸町	80
三戸郡福祉事務組合立やまばと寮	三戸郡福祉事務組合	五戸町	50
清岳園	清慈会	南部町	40

資料：障害福祉課

#### 4 障害者地域生活支援事業

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる社会づくりを促進するため、次の事業を実施している。

なお、本事業はこれまでの障害者自立支援・社会参加総合推進事業を統合・再編したものである。

第5-2-14表 障害者地域生活支援事業

事業名	実施主体	実施状況
1. 障害者社会参加推進センター運営事業	県（(一財)青森県身体障害者福祉協会に委託）	事業内容：「障害者 110 番」運営事業のほか、社会参加促進事業の実施に対する協力等を行う。
2. 「障害者 110 番」運営事業		事業内容：常設相談窓口を設置し（相談員 2 名配置）、障害者の権利擁護に係る相談等に対応する。 24 年度相談件数：523 件
3. 相談員活動強化事業	県（福祉事務所）	身体障害者・知的障害者相談員研修 実施地区：青森市、弘前市、五所川原市、むつ市、八戸市、七戸町 実施回数及び参加人員：延 5 回、延 75 人
4. スポーツ教室開催事業	県（(一財)青森県身体障害者福祉協会に委託）	事業内容：視覚障害者スポーツ教室、健康教室、ボウリング教室等 24 年度参加人員：計 1,169 人
5. スポーツ大会開催事業		第 20 回 青森県障害者スポーツ大会 H24. 8. 26 青森県総合運動公園等

6. スポーツ指導員養成事業		初級スポーツ指導員養成研修会 29人 中級スポーツ指導員養成研修会 2人 上級スポーツ指導員養成研修会 1人
7. 自動車運転免許取得・改造助成事業	市町村	助成件数：54件
8. 字幕入りビデオカセットライブラリー事業	県((一社)青森県ろうあ協会及び(社福)聴力障害者情報文化センターに委託)	利用登録者数：273人 貸出件数：172件
9. 指定居宅介護事業者情報提供事業	県((一財)青森県身体障害者福祉協会に委託)	障害者等が都道府県間を移動する際に、その目的地において必要となるガイドヘルパーの確保のための調整等を行う。
10. 在宅盲人点字指導事業	県((一社)青森県視覚障害者福祉協会に委託)	在宅の重度視覚障害者(おもに中途失明者)に点字の指導を行う。24年度指導人員：3人
11. 視覚障害者コミュニケーション支援事業		「目の見えない方、見えにくい方のための福祉展」開催(青森市)参加人員：176人
12. 盲女性家庭生活訓練事業	県((一財)青森県身体障害者福祉協会に委託)	事業内容：料理等 実施地区：3地区(青森、弘前、八戸) 実施回数及び参加人員：延10回、延145人
13. 盲青年等社会生活教室開催事業		事業内容：講演会 実施地区：青森市 実施回数及び参加人員：2回、10人
14. 手話講習会	県((一社)青森県ろうあ協会に委託)	実施地区：青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、田舎館村、板柳町、東北町 実施回数及び参加人員：延50回、延517人
15. ワトメイト社会適応訓練事業	県((一財)青森県身体障害者福祉協会に委託)	実施地区：青森市、弘前市、八戸市 実施回数及び参加人員：延12回、延312人
16. 音声機能障害者発声訓練事業		実施地区：青森市、弘前市、八戸市 実施回数及び参加人員：延179回、延1,122人
17. 音声機能障害者指導者養成事業		指導者養成人員：5人
18. 点訳奉仕員養成事業	県((一社)青森県視覚障害者福祉協会に委託)	養成人員：14人
19. 音訳(朗読)奉仕員養成事業		養成人員：10人
20. 要約筆記奉仕員養成事業	県((一社)青森県ろうあ協会に委託)	基礎課程：32時間(全20回)14名修了 応用課程：20時間(全12回)2名修了
21. 手話奉仕員養成事業		入門課程：35時間(全23回)19名修了 基礎課程：45時間(全27回)11名修了
22. 手話通訳者養成事業		基礎課程：35時間(全23回)11名修了 応用・実践課程：55時間(全38回)19名修了
23. 手話通訳設置事業	県((一社)青森県ろうあ協会に委託)	設置場所：県障害福祉課(1名) 青森県聴覚障害者情報センター(2名)
24. サービス提供者情報提供事業	県((一社)青森県ろうあ協会に委託)	派遣件数 県内：27件、県外13件

資料：障害福祉課

## 5 障害者青年学級

特別支援学校卒業後の障害のある青年たちの自立と社会参加を支援し、社会性の向上をめざすことを目的として、社会性や生活技術・知識を身に付けたり、仲間作りを行うための集団学習や趣味の講座やレクリエーションなどで他の卒業生や在校生、学校のある地域の人たちなどと交流するなど、学習や交流機会を提供している。

第5-2-15表 平成24年度「障害者青年学級」開催状況

学級名	期日	開催場所	参加者数	内容
視覚障害青年学級	6～10月	県立盲学校	20名	運動会参加、東青地区合同研修会「歩行体験、飲食体験」、県盲祭参加
	5～10月	県立八戸盲学校	73名	芸術教室(合唱、鑑賞)、学習発表会参観・参加
病虚弱青年学級	6～12月	青森若葉養護学校	41名	運動会参加、親睦旅行、若葉祭参加、卒業生のつどい
	6～1月	浪岡養護学校	82名	運動会参加、DVD鑑賞会、PTA研修会「障害児の思春期と性」、成人を祝う会、しらかば学級クラス会、音楽

				鑑賞教室、講演、三味線演奏とお話、浪養祭見学及び作品出品、お菓子作り教室
肢体不自由青年学級	5～10月	弘前第二養護学校	58名	運動会参加、合同ねぶた運行、同窓会、ふれあいコンサート、学習発表会鑑賞・出演、ミニバザー参加
	5～11月	八戸第一養護学校	84名	レクリエーション、成人を祝う会・夏を楽しむ会、カラオケ会
	6～11月	青森第一高等養護学校	97名	運動会参加、納涼祭参加、障害者スポーツ体験、給食体験、めいせい祭参加
知的障害青年学級	6～1月	青森第二養護学校	198名	野外活動、学校祭参加、ボウリング教室、会報発行
	5～11月	弘前第一養護学校	93名	運動会参加、総会、親睦会、親睦旅行、学習発表会鑑賞
	6～10月	八戸第二養護学校	334名	卒業生の集い（情報交換、レクリエーション、昼食会）、卒業生と在校生との交流会、（成人を祝う会、レクリエーション、情報交換、高校生ボランティアとの交流、昼食会）
	7～12月	森田養護学校	77名	サッカー体験、バス遠足、森養祭参加（文化活動見学、作品展示、地域との交流）
	6～10月	黒石養護学校	123名	映画鑑賞、屋内スポーツを楽しもう（フライングディスク、情報交換）、親睦旅行（施設の利用の仕方や公共の場でのマナーを学ぶ）
	6～10月	むつ養護学校	111名	運動会参加、卒業生のつどい（スポーツレクリエーション、昼食会）、ふれあいボウリング大会（卒業生・本校職員との交流）
	6～10月	七戸養護学校	158名	同窓会総会、成人を祝う会、バス旅行（公共の場での活動やマナーを学ぶ）
	6～10月	青森第二高等養護学校	240名	レクリエーション（ボウリング）、昼食会、学校祭参加（情報交換、校内見学、よさこい参加）、地域ブロック活動（レクリエーション、研修会、親睦会、情報交換）、同窓会（活動報告等、研修及びレク）

資料：生涯学習課

## 6 精神障害者の保健福祉

精神障害者に対する保健福祉は、「入院治療中心から地域ケア、さらには社会復帰へ」という流れに沿って展開されており、地域医療との連携の下に精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るための施策の推進に努めている。

- ① 保健所や精神保健福祉センターにおける、医療や社会復帰など精神保健福祉に関する相談指導。
- ② 回復途上にある精神障害者を対象に、保健所における生活指導等。
- ③ 通院医療の一環として、精神保健福祉センターや精神病院における作業指導や生活指導・療養指導等を内容とした精神科デイケア。
- ④ 精神障害者の保健福祉の向上を目的として、平成7年度から精神障害者保健福祉手帳の交付事業を実施。
- ⑤ 回復途上にある精神障害者（知的障害者を除く）を一定期間、協力事業所に通わせ社会適応訓練を実施することにより、精神障害の再発防止と社会的自立を促進し、社会復帰を図ることを目的とする精神障害者社会適応訓練事業。